

産前産後期間相当分の国民健康保険税が減額されます！

届出が必要です ※詳しくは下記までお問い合わせください

- 届出をしないと、保険税が減額されません。

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産した又は出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4カ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額期間

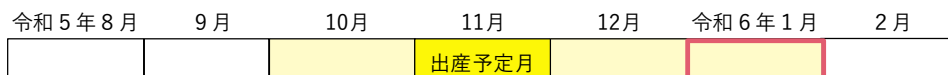
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、**出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。**



※産前産後期間相当分の保険税の所得割額と均等割額が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3カ月前から6カ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ② 出産予定月(又は出産月)及び単胎妊娠(又は多胎妊娠)を確認することができるもの
※母子健康手帳など
- ③ 出産後に届出を行う場合は、親子関係を明らかにする書類
- ④ マイナンバーがわかるもの

届出・問い合わせ先

神栖市役所 健康増進部 国保年金課 国保グループ TEL 0299-90-1142